

大和州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

大和州市条例第11号

大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「者の同一生計配偶者」の次に「（法第292条第1項第7号に掲げる同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める。

第18条第2項中「おける前項」の次に「の規定」を加える。

第31条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第34条第3項中「第15条」を「第15条第4項」に、「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に、「第45条」を「第45条第2項」に改め、「の各号」を削る。

附則第12項第2号中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改め、同項第5号から第8号までを削る。

(3) 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(4) 法附則第30条第4項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車のうち3輪以上の

もの（前号の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第31条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定 令和5年7月1日

(3) 第10条の改正規定（「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定 令和6年1月1日

2 改正後の附則第12項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

3 改正後の第10条（「扶養親族の」を「扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の」に改める部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 改正後の第31条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第12項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。